

政務調査費の一部返還請求を怠る事実に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

なお、山下稔監査委員（平成22年5月13日退任）、辻正雄監査委員（平成22年5月13日退任）、森川輝男監査委員（平成22年5月14日就任）および小比賀勝博監査委員（平成22年5月14日就任）は、法第199条の2の規定により除斥されています。

平成22年5月28日

高松市監査委員 谷本繁男  
同 吉田正己

政務調査費の一部返還請求を怠る事実に関する住民監査請求の  
監査結果について

## 第1 請求の受理

### 1 請求人

住所・氏名 省略

### 2 請求書の受付

平成22年3月31日（同年4月6日補正書受付）

### 3 請求の要旨

「高松市議会政務調査費の交付に関する条例」に基づき、高松市議会議員一人当たり月額10万円、年額120万円の政務調査費が交付されている。もとより、政務調査費は、条例に定められているように、「議員の調査研究に必要な経費の一部を交付する」ための補助金であり、税金から支出されているにもかかわらず、その用途は不透明である。

全国的な問題指摘を受け、高松市議会においてもこれまで、収支報告書と金銭内訳票の2枚しか報告されてこなかったが、ようやく平成20年度分の収支報告から、一切の支出について領収書等の添付が義務化され、証拠書類の閲覧が可能となった。

しかし、それらを閲覧した結果、別紙（①不当支出に関する詳細な説明②事実証明書（証明する領収書の写し等）（注）事実証明書については省略した。）に添付したとおり、3,806,173円の不当な支出の事実が認められる。そもそも使途の指針を定めた「政務調査費の使途基準運用指針」自体が基準を広範に認めすぎで、私的要素が強い用途にも政務調査費が支出されている。本件政務調査費に係る不当支出の返還請求を怠っていることは、地方自治法第242条第1項の規定に該当するものである。

よって、本件請求人は、高松市監査委員が、別紙記載の上記政務調査費支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る返還請求を行うよう高松市長に対して勧告することを求める。

#### 4 不当支出に関する詳細な説明

請求人の不当支出に関する詳細な説明は別表記載のとおりである。

#### 5 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

## 第2 監査の実施

### 1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）が、市議会議員（以下「議員」という。）に交付した平成20年度分政務調査費の一部（以下「本件政務調査費」という。）について、その使途に照らし、市長が不当な支出に当たるものとして返還の請求をしていないことが、財産の管理を怠る事実に関連するか否かという事項である。

そして、その措置請求の内容は、議員に対して本件政務調査費の一部返還請求を行うことを市長に勧告することを求めるというものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定により、請求人に対して、

平成22年4月26日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

## 2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市議会事務局総務調査課である。

## 3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、本件政務調査費に係る議員34人に対し、事実関係を確認するため文書照会を行い、回答および資料の提出を受けた。

## 第3 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のとおり決定した。

- (1) 本件請求は、措置請求に一部理由があるものと認め、法第242条第4項の規定により、市長に対し、本件政務調査費のうち別表No.60からNo.63までに記載の総額3,400円の支出分について、平成22年7月30日までに当該議員に対し、その返還およびこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるに必要な措置を講じるよう勧告する。
- (2) 本件請求前に利得返還が行われている別表No.38に係る措置請求は、請求事由がないため却下し、その他の措置請求は理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

### 1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員および関係人から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

#### (1) 政務調査費交付制度の概要と法的根拠

##### ア 政務調査費交付制度の発足経過

政務調査費の交付については、平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方分権がいつそう進展し、その担い手である地方議会の活動が重視されたことに伴い、同年に法が改正され、新たに導入された制度である。当時の法律案の趣旨説明においては、「地方議会の活性化を図るためには、そ

の審議能力を強化していくことが必要不可欠であり，地方議員の調査基盤の充実を図る観点から，議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し，併せて，情報公開を促進する観点からその使途の透明性を確保することが重要」である旨が述べられている。

#### イ 政務調査費交付制度に関する法令の規定

政務調査費交付制度に関して，法第100条第14項は，「普通地方公共団体は，条例の定めるところにより，その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として，その議会における会派又は議員に対し，政務調査費を交付することができる。この場合において，当該政務調査費の交付の対象，額および交付の方法は，条例で定めなければならない。」と規定した上，同条第15項は，「政務調査費の交付を受けた会派又は議員は，条例の定めるところにより，当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定している。

#### ウ 政務調査費交付制度に関する市の条例・規則

市は，法の上記規定を受けて，平成13年3月23日に，高松市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）および条例施行規則（以下「規則」という。）を制定し，翌年度から，政務調査費を交付している。

市の条例および規則における政務調査費交付に関する規定は，次のとおりである。

政務調査費は，交付の対象を議員とし（条例第2条），交付額は，各月の初日に在職する議員に対し，月額10万円とする（条例第3条）。

各議員は，毎年度，当該年度において交付を受けようとする政務調査費について，議長を経由して，政務調査費交付申請書を市長に提出し（規則第2条），市長は，当該申請に対し交付の決定を行い，政務調査費交付決定通知書を当該議員に通知する（規則第3条）。通知を受けた議員は，市長に請求書を提出し（規則第4条），市長は請求書を受け，4月分から9月分および10月分から3月分をそれぞれ4月と10月に交付する（条例第3条）。

前記交付を受けた議員は、規則で定める使途基準に従って、政務調査費を使用しなければならず（条例第4条、規則第5条および別表）、議員でなくなった場合を除き、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務調査費について、収支報告書に領収書等の証拠書類写しを添え、議長に提出しなければならないことになっており（条例第6条および規則第6条）、政務調査費に残余がある場合は、市長に返還しなければならない（条例第5条）とされている。また、議員は、交付を受けた政務調査費による支出について会計帳簿を作成し、領収書等の証拠書類とともに、5年間保存しなければならない（規則第8条）とされている。

そして、議長は、議員から提出された収支報告書の写しを市長に提出する（規則第7条）とともに、議員から提出された収支報告書等を5年間保存しなければならない（条例第7条）。

なお、交付対象を議員個人とした理由は、条例議案を提出した総務部総務課（当時庶務課）の説明によると、市が、条例制定に当たり、法の改正が議員の調査活動基盤の充実を図る観点で行われたことから、個々の議員の調査研究活動に対して公費助成を行うことが、最も法の趣旨に則っていると判断したことによったとのことであり、また、当時の市議会でも、支出の透明性を確保するためには、議員個人が説明責任を負うべきであるとの考えが大勢を占めていた事情も斟酌したものである。

そして、政務調査費の交付額については、平成13年度の条例制定時は月額13万円とされていたが、高松市特別職の職員の報酬等審議会の答申を受け、平成17年度から月額10万円に改正されている。

また、同審議会からの答申や中核市における領収書等の写しの添付状況などを踏まえて、平成19年度に、議会改善検討委員会で政務調査費のあり方について協議した結果、平成20年度から、すべての支出について領収書等の写しの添付を義務付けることとなり、透明性の確保に努めている。

エ 市における政務調査費の使途基準・運用指針

市における政務調査費の使途基準については、規則第5条別表に次のとおり定められており、政務調査費は、同別表左欄に掲げる経費の区分ごとに、当該右欄に掲げる費用に充てる場合に使用することができる」と規定されている。

別表（規則第5条関係）

1 研究研修費 （議員が研究会もしくは研修会を開催するために要する経費または議員以外の者が開催する研究会もしくは研修会に議員が参加するために要する経費をいう。）	(1) 会場借上げ料 (2) 講師謝金 (3) 出席者負担金 (4) 会費 (5) 交通費 (6) 宿泊費 (7) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
2 調査旅費 （議員が調査研究のために行う先進地調査または現地調査に要する経費をいう。）	(1) 交通費 (2) 宿泊費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の調査の実施のために必要な費用
3 資料作成費 （議員が行う調査研究の活動のために必要な資料の作成に要する経費をいう。）	(1) 印刷製本費 (2) 委託料 (3) 事務用品購入費 (4) 事務機器賃借料 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の資料の作成のために必要な費用
4 資料購入費 （議員が行う調査研究の活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費をいう。）	(1) 図書購入費 (2) 資料等購入費 (3) 前2号に掲げるもののほか、左欄の図書、資料等の購入のために必要な費用
5 広報費 （議員がその調査研究の活動または市の政策について市民に報告し、または周知するために要する経費をいう。）	(1) 広報紙等印刷費 (2) 広報紙等送料 (3) 会場借上げ料 (4) 湯茶代 (5) 前各号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
6 広聴費 （議員が市政に関し市民からの要望または意見を聴くための会議、会合等に要する経費をいう。）	(1) 会場借上げ料 (2) 印刷費 (3) 湯茶代 (4) 前3号に掲げるもののほか、左欄の会議、会合等の実施のために必要な費用
7 人件費 （議員が行う調査研究の活動を補助する者を雇用するために要する経費をいう。）	(1) 給料 (2) 賃金 (3) 労働保険等保険料 (4) 前3号に掲げるもののほか、左欄の目的を達成するために必要な費用
8 事務所費 （議員が行う調査研究の活動のために必要な事務所の設置および管理に要する経費をいう。）	(1) 賃借料 (2) 維持管理費 (3) 備品購入費 (4) 事務用品購入費 (5) 事務機器賃借料 (6) 前各号に掲げるもののほか、左欄の事務所の設置および管理のために必要な費用

	要な費用
9 その他の経費 (前各項に掲げる経費以外の経費であって、議員が行う調査研究の活動に要するものをいう。)	(1) 左欄の活動に要する費用

また、市議会では、使途基準について、各議員が各会派内で作成したガイドラインに沿って運用していたため、市議会として統一的なガイドラインを設ける必要があると考え、議会改善検討委員会において政務調査費の使途基準運用指針（以下「運用指針」という。）を策定し、領収書等写しの添付の義務化に併せて、平成20年度から適用している。

運用指針では、政務調査費の支出に当たっての基本指針として、「調査研究の目的が、市政と関連性を有していること」、「政務調査費の各支出が、調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること」、「実費弁償を原則とすること」、「他の議員活動と明確に区別できない場合は、按分による算定方法を用いること」、「基本的には議員個人の自主的な判断により支出を決定し、関係証拠書類等の適正保管に努めること」を定めている。

そして、政務調査費の支出が不適切な事例として、交際費または個人的な支出、政党活動経費、選挙活動経費および後援会活動経費を掲げ、それぞれ具体的に例示しているほか、規則第5条別表の規定による経費の区分ごとに、その内容および主な支出例を列挙し、具体的な留意事項も示して、領収書等の取扱いなどについても詳細な取扱方法を示しており、市議会としては、運用指針が、具体的かつ精査された内容であり、各議員が運用指針に従う限り政務調査費は適正に支出されるものと認識している。

また、運用指針の策定に際しては、多くの議員において政務調査活動にパソコン等が必需品となっていること、リースよりも購入する方が安価であり、政務調査費を有効に使用できることから、それまでリースしか認めていなかったパソコン、パソコン周辺機器およびデジタルカメラの購入を認め、運用指針の中に事務用品購入費の支出例として明記し、平成20年度から、これを適用している。さらに、平成

21年11月に開催した議会改善検討委員会において、パソコン、デジタルカメラの購入については、耐用年数を考慮し、特段の事情を除き任期中1台の購入にとどめること、任期の最終年度でのパソコンの購入については自粛すること、その他の機器については、それが調査研究に直接必要であり、購入価格が社会通念上妥当な範囲を超えず、また、私用との区分を明確にすることによる購入に留意することを申し合わせている。

(2) 市の平成20年度における政務調査費の交付状況と事後処理状況

ア 市の平成20年度における政務調査費の交付状況

市の平成20年度における政務調査費の交付状況については、(1)のウで述べた規定に従い、全議員51人から、議長を経由してそれぞれ年額120万円の交付申請があり、市長は、申請どおり総額6,120万円の交付決定を行い、各議員に交付決定を通知した上、各議員からの請求書を受け、各議員に対し、4月と10月にそれぞれ1人当たり半年分の60万円を交付している。

イ 市が平成20年度に交付した政務調査費の事後処理状況

市が平成20年度に交付した政務調査費の収支報告については、平成21年4月30日までに、各議員が議長に、収支報告書に領収書等の証拠書類写しを添えて提出し、議長は、同年5月13日に、収支報告書の写しを市長に提出している。

そして、平成20年度分の政務調査費に残余があった32人については、総額761万7,578円の返還手続がなされている。

その後、請求人が別表で指摘する本件政務調査費に該当する次の3件に関して、収支報告書の訂正願が議長に提出され、当該政務調査費の返還が行われている。

別表No.38のスポーツ新聞代について、当該議員から平成21年6月12日に収支報告書の訂正願が議長に提出され、同月24日に3万5,860円が返還されている。当該計上金額について、請求人は12カ月分の3万9,120円と指摘しているが、正しくは、11カ



月分の3万5,860円であった。

上記の件については、本件請求時以前に全額返還手続がなされていることから、監査対象から除外されるものとなる。

そして、別表No.58の額縁代について、当該議員から平成22年4月27日に収支報告書の訂正願が議長に提出され、同年5月6日に955円が返還されている。当該計上金額について、請求人は910円と指摘しているが、正しくは、消費税を含め955円であった。

また、別表No.48のパソコン設定代の内、商品券とポイントでの支払分3万5,302円について、当該議員から平成22年4月23日に収支報告書の訂正願が議長に提出され、同月27日に3万5,302円が返還されている。当該計上金額について、請求人は3万5,302円と指摘しているが、正しくは、現金での支払分を含め3万9,229円であり、請求人が、パソコン設定代自体を不当な支出であると指摘しているため、現金支払分3,927円を監査対象額とすることとなる。

こうした返還手続後の平成20年度分政務調査費交付確定額は、51人分で総額5,351万305円である。

### (3) 請求人指摘に係る本件政務調査費の支出概要とその確認

#### ア 請求人指摘に係る本件政務調査費の証拠書類による確認

請求人指摘に係る本件政務調査費について、領収書等の証拠書類を確認したところ、次のとおり誤りや補足すべき事項があったが、その余は、おおむね請求人の指摘と符合していた。

(ア) 別表No.12のパソコン購入費の計上額14万3,720円は、パソコン13万6,720円、メモリ6,000円、メモリ増設および取り外し1,000円の合計額である。

(イ) 別表No.27のパソコン購入の領収日は、平成21年4月6日ではなく、平成20年12月24日である。

(ウ) 別表No.30の茶菓子代⑤の領収日は、平成20年9月24日ではなく、同月29日である。

(エ) 別表No.35の広報紙配布賃金の領収日は、平成21年3月26日ではなく、平成20年5月31日である。

(オ) 別表No.50の広報紙発送費用40万9,866円は、平成21年1月30日の30万8,466円と同月31日の10万1,400円の合計額である。

(カ) 別表No.59の広報費①から⑬が切手購入費、⑭がはがき購入費とあるが、②が現金封筒とはがき購入費、⑦がはがき購入費、⑬が切手とはがき購入費である。

(キ) 別表No.60の勝賀城跡保存会会費の領収日は、平成20年5月8日ではなく、同年8月8日である。

(ク) (2)のイで述べた本件請求時以前になされた政務調査費の返還により、請求人指摘に係る本件政務調査費の総額は、377万1,025円である。

イ 請求人指摘に係る本件政務調査費の支出確認と議員の認識等

政務調査費の支出が、使途基準に適合しているか否かの判断は、一義的にはそれを支出する議員個人の自主的な判断にゆだねられていることから、該当議員34人に対して、本件政務調査費の支出に関して事実確認を文書にて行い、その回答を得るとともに資料の提出を受けた。支出概要は、(3)のアのとおりであり、支出に関する議員の認識は、次のとおりである。

(ア) 事務用品購入費について

a パソコン、パソコン周辺機器およびデジタルカメラの購入費について

パソコン、パソコン周辺機器、デジタルカメラに関しては、(1)のエで述べたとおり、運用指針において、平成20年度からその購入が認められており、本件政務調査費の中で、当該事務用品の購入が数多く見受けられる。請求人が、「当該事務機器が私生活でも多く使用することが考えられ、調査研究活動のみに使用するとは限らないため、2分の1の按分が妥当である。」と主張していることについて、関係各議員から当該事務機器については、私

生活での使用はしていない旨の回答があり、各議員は、私生活での使用はないため、その購入費を調査研究活動分と私的使用分とに按分する必要はないものと認識している。

- b パソコン設定代金，同修理代金，同サポート代金，同保証代金の支払について

当該支払に関して、請求人が、「そもそも政務調査と関係がないため対象外である。」と主張していることについて、関係各議員とも当該支払はパソコン購入および使用に際して必要不可欠であり、政務調査活動を行うために必要なものであると認識している。

また、別表No. 4と別表No. 26のサポート代金および5年保証代金について、対象となっている各議員は、保証期間5年の内、任期の残り期間である2年分のみの金額を計上している。

- c ビジネス手帳，デジタルカメラ用ケース，計算機の購入費について

別表No. 8のビジネス手帳の購入に関して、請求人が、「議員手帳が配布されていることから、対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、「購入したビジネス手帳は、ノートサイズのデスクダイアリーであり、政務調査の記録，整理に活用している。」との回答があり、議員手帳はスケジュール程度しか記入できないサイズであることを確認した。

また、別表No. 13のデジタルカメラ用ケースの購入に関して、請求人が、「調査研究活動に直接必要ないので、対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、「カメラ用ケースは、デジタルカメラと一体で使用するもので、本体保護の為にだけ使用している。」との回答があり、領収書から、デジタルカメラと同時に購入していることを確認した。

そして、別表No. 23の計算機の購入に関して、請求人が、「調査研究活動に直接必要であると認められず、購入価格が社会通念上妥当な範囲でない。」と主張していることについて、当該議員か

らは、「市の財政分析をする際、ポケットサイズの計算機では使い勝手が悪く購入したものである。」との回答があり、提出を受けた当該計算機の写真とカタログから、経理担当などの実務者用の計算機であることを確認した。

(イ) 広報費および広聴費について

a 茶菓代について

別表No. 1の市政懇談会のコーヒー・ケーキ代に関して、請求人が、「一人当たり1,170円となり、市政懇談会が目的の茶菓代としては高額であり、2分の1の按分が妥当である。」と主張していることについて、当該議員からは、「当該会合は市政懇談会が目的で行っており、金額についても社会通念上妥当な金額であると考えている。」旨の回答があった。

また、別表No. 22および別表No. 30の茶菓子代に関して、請求人が、「説明がなく、内容から私的な要素が大きいため該当しない。」と主張していることについて、対象となっている各議員から、別表No. 22に関して、「市政報告」作成および原稿の校正の際に、手伝ってくれた人に対して茶菓子を出したものであるとの説明があり、別表No. 30に関して、市政報告会の出席者用の茶菓子であるとの説明があった。

b 広報紙等印刷費および同送料の関係団体への支払について

別表No. 42の広報紙等印刷費および別表No. 43の同送料に関して、請求人が、「本人が関係している団体に支出しているので該当しない。」と主張していることについて、当該議員からは、「支払をしている団体は、自分が理事長をしているが、報酬は得ていない。その事務所にある機器および従業員は、その団体のものであり、その対価は当然支払うべきだと考える。毎月の報告会で使用する資料の印刷については、時間的余裕がなく、当団体に依頼している。」との回答を得るとともに、市政報告会の資料の提出を受けた。

また、領収書写しから、資料作成料として、一月当たり10な

いし15ページ(カラーを含む。)の資料を150部作成し、送料として、一月当たりFAX送信300件と郵送40通を依頼していることを確認した。

c 広報紙発送費用について

別表No.50と別表No.65の広報紙発送費用に関して、請求人が、「1回の発送にかかる費用としては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広報紙の送料が認められてはいるが、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当である。」と主張していることについて、別表No.50に関して、当該議員からは、「広報紙には議会報告を掲載し発行しているのです、後援会活動の要素はない。広報紙は1万3,000部印刷し、手配りできない約8,000部を郵送している。広報紙の発送費用は政務調査費として認められており、発行部数からも発送費用が高額だとは考えていない。」との回答を得るとともに、広報紙の提出を受けた。広報紙の内容は、議会報告等の市政報告であり、領収書写しから、発送部数が本人の申出のとおりであることを確認した。そして、No.65に関して、当該議員からは、「多くの人に高松市の行財政について知っていただくために、発送費用は必要である。後援会活動の要素はない。」との回答を得るとともに広報紙の提出を受けた。広報紙の内容は、議会報告、子育て支援等の調査研究報告である。

また、別表No.59の切手・はがきの購入費計14件に関して、請求人が、「広報紙の送料となっているが、切手やはがきを大量購入しており、これらは転売して資金化することが可能であるから、購入に合理的な理由の説明がないため適切な支出ではない。」と主張していることについて、当該議員からは、「当該広報紙について後援会活動の要素はない。議会案内や議会報告をはがきや封書で郵送するようにしている。質問や答弁の資料も付けて郵送しているため、経費がかかっている。」との回答を得るとともに、広報紙や郵送した資料の提出を受けた。広報紙の内容は議会報告であり、資料は議会での質問項目や答弁書である。

d 広聴費の市政アンケート郵送料について

別表No.6 4の市政アンケート郵送料に関して、請求人が、「1回の発送にかかる費用にしては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広く住民からの意見を聴くためであっても、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当である。」と主張していることについて、当該議員からは、「市政アンケートについて、後援会活動の要素はなく、費用については、発送会社の規定による料金である。タウンプラスは、郵便局の地域限定配布サービスであり、1万4,000世帯を対象に配布し、費用は1世帯当たり30円程度である。」との回答を得るとともに、市政アンケートについて資料提出を受け、内容に後援会活動の要素のないことを確認した。

(ウ) 図書購入費について

別表No.2, No.3 7, No.5 6の「家の光」購読料に関して、請求人が、「趣味の雑誌であり、対象外である。」と主張していることから、当該書籍の購入目的を照会したところ、対象となっている各議員からは、「農業政策の資料の一環として」、「農業関係諸問題について把握するため」、「本書は、日本の農業、農政の現状、今後のあり方、また、食育、学校給食、地産地消等、農業施策に関する記事も多く、一般質問にも利用してきた。」との回答を得た。「家の光」を確認したところ、JA（農業協同組合）グループである社団法人家の光協会が、農家を対象に発行した家庭雑誌であり、農作物や農業政策に関する記事が掲載されている。

また、別表No.4 4の「山川菊栄と過ごして」、別表No.5 1, No.5 3, No.5 7の「福島みずほと31人が命を語る」、別表No.6 7の「合衆国再生」、「オバマ演説集」、「アエラウイズベイビー」の書籍代に関して、請求人が、「調査研究とは関連の薄い書籍であり対象外である。」と主張していることから、当該書籍の購入目的を照会したところ、「山川菊栄と過ごして」に関して、当該議員からは「人の生き様を学ぶことは調査研究に活かすことができる。」と回答があった。また、「福島みずほと31人が命を語る」に関して、

対象となっている各議員は、「当該書籍が雇用や社会保障, 平和や共生について訴えている。」「人それぞれの生き様を学ぶことで議員の調査研究活動基盤の充実を図ることができる。」「命を語った31人の珠玉の言葉が, 議会の質問に役立っている。」「他の党首の生き様を勉強することは, 今後の調査研究に活かすことができる。」ことを購入目的として挙げている。そして、「合衆国再生」, 「オバマ演説集」, 「アエラウイズベイビー」に関して, 当該議員からは「財政改革, 福祉, 子育て支援について学ぶため。」と回答があった。

各書籍を確認したところ, 「山川菊栄と過ごして」は, 岡部雅子著, ドメス出版発行の書籍で, 女性解放運動に生きた山川菊栄の生涯が綴られている。「福島みずほと31人が命を語る」は, 社民党全国連合機関紙宣伝局が発行しており, 同党首福島みずほが, 命をテーマに雇用や社会保障, 平和や共生について31人と語った対談集である。「合衆国再生」は, バラク・オバマ著, 棚端志行訳, ダイヤモンド社発行であり, 米国内の経済不安, 格差, 教育問題等に対する分析と具体的解決策が述べられている。また, 「オバマ演説集」は, 同じくバラク・オバマの大統領就任演説等が収録されたものであり, 演説を通してオバマ大統領の政策や政治指導者としての思想が述べられている。「アエラウイズベイビー」は, 朝日新聞出版発行の子育て情報誌である。

そして, 別表No.68, No.70, No.71の「しんぶん赤旗」日刊および日曜版の購読料に関して, 請求人が, 「自党が発行する新聞購読については, 公金支出が適切ではなく対象外である。」と主張していることについて, 対象となっている各議員からは, 「当該新聞が国政, 地方政治はもとより, 経済と国民の生活実態を正確な資料的裏付けをもって報道しており, 市政や市議会での質問に際して, 政策資料として重要な資料となっている。政務調査費の調査研究の目的に十分適合しており, 合理性, 必要性を有している。」との回答を得た。同紙面を確認したところ, 日本共産党中央委員

会が発行しており、同党の政策等の記事が掲載されているものの、一般の商業新聞と同様に、政治、経済、社会等の様々な情報が掲載されている。

(エ) 人件費について

別表No. 5の「ホームページ制作代行業」に係る11月および12月分の人件費の支払に関して、請求人が、「ホームページ開設は平成21年2月22日であるので、社会通念上妥当な範囲の支出に限る。」と主張しているもので、ホームページ開設に当たり準備期間として3カ月を要した理由について照会したところ、当該議員からは、「平成20年11月4日に会社員A氏にホームページ制作代行を依頼したが、A氏は、勤務の都合で、日々神戸と高松を往復しており、自身も公務多忙のため、ホームページ制作に係る打合せの日程調整が難しく、通常より長い期間を要し、ホームページ開設が2月にずれ込むこととなった。」との回答を得た。

また、別表No. 21, No. 24, No. 25, No. 28, No. 33, No. 34, No. 35の広報紙および市政報告会案内状発送、配布、宛名書きに係る賃金の支払に関して、請求人が、「人件費は調査研究の活動を補助する場合に充てられるものであり、これらについては、後援会活動の要素が大きいと認められない。」と主張しているもので、後援会活動の要素の有無について照会したところ、別表No. 21, No. 24, No. 25, No. 28に関して、対象となっている各議員から、これらの業務に後援会活動の要素はないとの回答を得るとともに、広報紙の提出を受けた。また、別表No. 34とNo. 35に関して、当該議員からは、広報紙の提出のみであったが、各広報紙の内容を確認した。そして、No. 33に関して、当該議員からは、市政報告会と後援会は別に設定しているとの回答を得た。

(オ) 事務所費について

別表No. 45の「火災警報器など備品の購入費用」に関して、請求人が、「調査研究活動に直接必要であると認められないので対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、



「消防法の義務付けもあり、調査研究のための事務所を火災から守るために必要である。」との回答があり、当該事務所用であることを確認した。領収書写しによると、火災警報器のほかに消火器も購入している。

また、別表No.49の事務所費に係る「土地賃料」のうち平成21年4月と5月分に関して、請求人が、「次年度支払分は該当しない。」と主張していることについて、当該議員からは、「土地賃料は年1回1年分を支払っている。任期最終年度は任期後の支払分を除く取扱いをしており、不当支出とは思っていない。」との回答があり、その土地に事務所が建っていることを確認した。領収書は、平成20年6月から平成21年5月までの土地賃料であり、領収日は平成20年7月29日である。

(カ) 研究研修費について

別表No.54の「連合香川組織内議員懇談会会費」に関して、請求人が、「特定の政党や団体の労働組合に対する会費であり、対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、「会費は、総会費、学習会開催費用等に使用されており、学習会として、例えば「指定管理者制度と議会の役割」等々、先生に来ていただいて勉強会を開催している。会として議会に対する意見書（陳情）の提出や制度、政策要求を取りまとめ、県や各市町に要求活動をしている。」との回答を得た。また、連合香川とは、ホームページによれば、日本労働組合総連合会（以下「連合」という。）の地方連合会であり、組織内議員懇談会とは、その連合香川の構成組織の一つである。各企業別労働組合が産業別組織に加盟し、その産業別全国組織が連合に加盟しており、連合は、「政府、政党、企業などから独立した自主的組織としての主体性を堅持し、自由にして民主的な労働運動の強化・拡大と労働運動の基盤強化をはかる。」ことなどを基本目標とし、全国の地方連合会は、地域の働く人たちのよりどころとして、地方政策の実現、推進など幅広い課題に取り組んでいるとのことである。

また、別表No.60の「勝賀城跡保存会会費」と別表No.61の「下笠居校区青少年健全育成住民協議会会費」に関して、請求人が、「個人的な立場において支出すべき会費であり、対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、「①勝賀城跡保存会は、市史跡の保存活動だけでなく、地域の歴史文化の研究や現地でのセミナーを行っている。毎年の総会時には、専門家を招き講演会を行っており、こうした活動が、まちおこしやまちの活性化のための調査研究の場と考える。②下笠居青少年健全育成住民協議会は、下笠居地区の保育所、幼稚園、小中学校、各種団体、駐在所所長など関係者が連携して、子どもたちを守り、健全な成長を目指し活動している。各団体は独自に様々な活動をしているが、同協議会は、危険箇所の把握、原因や防止に向けた調査研究をしていることから、議員として行う調査研究の場と考える。」との回答を得た。勝賀城跡保存会は、代表者のホームページによれば、鬼無・香西・下笠居地区の自治会を中心に財産区、老人会、婦人会が協力して同保存会を運営している。

(キ) 資料等購入費について

別表No.36の「地図データ閲覧代」に関して、請求人が、「内容の説明がなく、閲覧にしては高額であり、該当しない。」と主張していることについて、当該議員からは、「地図データの閲覧の目的については、市民からの相談などで発生した様々な問題を調査する際や、委員会や本会議の質問時での調査研究に使用するためである。地図データは、メンバー登録することにより、ウェブサイトから、市の住宅地図のほか、境界確定箇所図、国有財産特定図（公図）、都市計画図、種別道路、上水道排水管地図が閲覧できる。領収書4万7,000円の内訳は、入会金3万5,000円と年会費1万2,000円であり、継続会員は、月1,000円ほどの閲覧料であり、政務調査の費用として適切な価格である。議員を続ける限り、会員を継続する考えであり、入会金についても適切な価格であると考え。」との回答を得るとと

もに、当ウェブサイトの案内資料の提出を受けた。

(ク) 調査旅費について

別表No.62の「県展入場料」および別表No.63の「日本伝統工芸展入場料」に関して、請求人が、「調査研究のための施設入場料でないため、対象外である。」と主張していることについて、当該議員からは、「県内の第一線で活躍している文化、芸術家による作品に触れられる場である県展、日本伝統工芸展は、議員としての文化、芸術に対する理解と資質を高める場として、身近で最もふさわしい場であると考え。」と調査研究が目的であるとの回答を得た。

(4) 本件政務調査費支出に関する市の認識とその対応

ア 本件政務調査費支出に関する市の認識

市は、毎年5月に、各議員から議長あてに提出をされた前年度の政務調査費に関する収支報告書の写しの提出を議長から受けており、平成20年度の政務調査費についても、平成21年5月に、議長から上記収支報告書写しの提出を受けているので、市において、各議員の平成20年度の政務調査費の支出についてその内容・金額を事後的に確認しているが、その支出状況は、適正に処理されているものと認識している。なお、本件請求において、問題とされている本件政務調査費の費用ごとの市の認識は、次のとおりである。

(ア) 事務用品購入費の支出について

市は、議員が政務調査費として交付を受けた金員で事務用品を購入するに当たっては、政務調査活動の目的に限って使用するものとして購入すべきであり、その当否は一義的に各議員の自主的な判断にゆだねられているものの、各議員は良識に基づき適正に運用しているものと考察しており、その使用が私的な生活や行動に伴うものである場合は、その購入費は政務調査費から支出されていないものと認識している。

そして、市としては、運用指針で政務調査費からパソコン等の

事務用品の購入が認められていることについて、運用指針策定前はリースしか認められていなかったものの、(1)のエで述べた議会改善検討委員会での経緯のとおり、リースの場合は、本体のリース料に保守サービス料が上乘せになること、任期の終了により契約を解約した際には、違約金も必要となることなどの事情から、リースより購入した方が安価であり、その購入を認めることが経済的観点からみても合理的であって妥当性が認められ、運用指針は相当かつ適正なものであると認識している。また、事務用品や備品の購入時期については、条例、規則および運用指針では特定されておらず、任期中であればいつでも購入できることとなっているが、パソコンの耐用年数が、減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1において4年と規定されており、購入については任期中1台に限ることや任期最終年度での購入は自粛することなどの申合せがあることから、市は各議員が適正に判断して運用しているものと認識している。

さらに、パソコンなどの事務用品の使用に付随する設定代金、サポート代金、保証金、修理代等の諸経費については、パソコンなどを政務調査活動に使用するに当たって、必要不可欠なものであり、これを政務調査費から支出することは許容されるものと認識している。

(イ) 広報費、広聴費および人件費の支出について

市は、議員が政務調査費から広報活動に伴い支出した茶菓代に関して、議員自身が必要性を認め、妥当な金額であると判断して支出したものであり、その金額も相当な範囲にとどまっているところから適正であると認識している。この点に関して、請求人は、支出の説明が記載されていないと主張して疑問を呈しているが、領収書等を添付する政務調査費領収書等添付用紙に、規則第5条別表および運用指針の用途項目が記載されていることから、その使用目的は明確であり、適正に記載されていると認識している。

また、市は、広報紙および市政アンケート発送に係る送料や人件費に関する経費については、議員自身が後援会活動ではなく政務調査活動であるとの判断により支出した旨を報告しているもので、その経費を按分する必要はないものと認識している。

そして、市は、議員本人の関係する団体への経費の支出に関しては、特に使途基準に規定はなく、議員自身の判断により適正に支出されていると認識している。

さらに、市は、切手・はがきの大量購入に関しては、購入枚数について特に上限は設けておらず、市政報告会の開催案内などに使用する場合が多く、報告会の開催時期によって年度をまたぐ必要もあることから、議員自身の判断において適正に購入されていると認識している。

(ウ) 図書購入費の支出について

市は、図書購入費に関して、政務調査活動における調査研究の目的が市政と関連性を有していることが必要であるため、その適正性は、新聞や書籍の発行元で判断するのではなく、その内容が調査研究に有益であるか否かによって判断すべきであり、議員自身がその有益性を判断して支出している旨を報告し、一般的にこれを是認できる状況が認められるものは適正な支出と考えざるを得ないと認識している。

(エ) 事務所費の支出について

事務所費に係る土地の賃料に関して、次年度分を含む経費の計上については、支払方法を前金払とされているもので、政務調査活動を行うに当たっては、法第208条第2項の規定による、普通地方公共団体の「各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これを充てなければならない」とする会計年度独立の原則を厳格に適用すると、議員に不利、不経済になることから、現に支払った日の属する年度の政務調査費として処理することも、市は、適正な処理であると認識している。

(オ) 研究研修費の支出について

市は、議員が研究研修費に係る会費を政務調査費から支出するに当たっては、議員としての調査研究の目的が、市政と関連性を有していることが必要であることから、個人的立場において支出すべき会費や特定の政党や団体の労働組合に対する会費などを政務調査費から支出することについては、認められないものと認識している。

#### イ 本件政務調査費に関する市の対応

各議員による政務調査費の支出に関して、それが使途基準に適合して適性であるか否かの判断は、一義的には、それを支出する議員個人の自主的な判断にゆだねられているため、市としては、各議員の良識を信頼してその支出報告を尊重し、政務調査活動に支出しているという議員自身の判断により提出されている収支報告書の支出内容についての審査を行っている。

なお、総務調査課では、政務調査費が前金払で交付されることから、会計規則上の履行確認を平成21年3月31日に行っている。

また、議員から、議長へ収支報告書を提出する前に、総務調査課に対して任意での確認依頼があることがあり、その場合には、同課において、条例、規則および運用指針に基づき、添付されるべき書類（金銭内訳票、領収書等の証拠書類、政務調査活動記録票、職員雇用台帳、支払確認書）の内容について不備がないか否かの確認を行うとともに、その支出が運用指針等に適合しないと思われる場合は、その旨を議員に助言している。

## 2 監査委員の判断

### (1) 政務調査費の使途の適正性・妥当性に関する判断基準について

請求人は、本件政務調査費が不当な支出であると主張しているので、まず、政務調査費の使途の適正性・妥当性を判断する基準について検討する。

政務調査費は、「監査により認められた事実」(1)のイで明らかなどおり、法第100条第14項の規定に基づき、議員の調査研究に資す

るため必要な経費の一部として交付されるものであり、議員の調査研究の範囲に関して、法第100条第1項の規定によれば、議会は、一部政令で定めるものを除き、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うものとされており、議員の調査研究活動が市政全般に及ぶ広範囲で行われ、それに資するため必要な経費は多種・多様なものとなる。この必要経費の一部として交付される政務調査費の用途について、法は、特に具体的な内容を明確にしていないが、法を受けて制定された条例第4条は、「議員は、規則で定める用途基準に従って政務調査費を使用しなければならない。」と規定し、規則で具体的な用途基準が定められている。この規則別表に規定された用途基準は、「監査により認められた事実」(1)のエで明らかなおり、議員の調査研究活動に必要であるとされる区分ごとに、費用項目を掲げているにとどまり、議員の調査研究活動の基盤を充実させ、その審議能力を高めることにより地方議会の活性化を図るという制度の趣旨に鑑み、その運用は議員個人の自主的な判断にゆだねられ、広範な裁量が認められていると解されるものであるが、そのことには合理性が認められ、法の趣旨に反するものとは言えない。

したがって、議員が交付を受けた政務調査費から支出した費用が、適法な政務調査費の支出と認められるか否かは、まずは、その費目が用途基準に合致しているか否かによって判断し、その支出が用途基準の費目に従って支出されたものであると認められるものについて、さらに実質的適法性を判断すべきであると考えらる。

政務調査費は公金から支出されるものであり、全国各地で不適正な用途が問題となっていることや、その用途の透明性の確保が重要であるとする制度の趣旨からみれば、議員の広範な裁量が無制限に許されるものではなく、良識的な判断が求められ、調査研究活動の目的や対象事項が市政と何らかの関連性を有していること、また、政務調査費の用途には、合理性、必要性があることが認められなければならないことは当然であろう。

市議会が自主的に策定した運用指針は、議員個人の広範な裁量を認

め、その支出の決定は議員個人の判断で行うとしながらも、政務調査費の支出に当たっての基本指針や不適切な事例を明記し、適正性・妥当性の観点から統一的な使途の判断基準を定めたものであり、法令としての拘束力はないものの、制度や法の趣旨および市の規定に合致しているものと言えよう。

議員の調査研究活動は、広範かつ多岐にわたり、個人的活動や政務調査活動以外の議員活動と明確に区別できると限らず、個別の事情によって解釈が異なっていることから、その使途の適法性・妥当性は、その支出が使途基準に定める費目に従って支出されたものであることを前提として、制度や法の趣旨を十分勘案し、その目的および対象事項が市政と何らかの関連性を有しているかどうか、その調査研究の方法が適切なものであるかどうか、また、その使途に合理性・必要性が認められるかを、客観的に判断して決すべきであり、それらが肯認されて初めて、政務調査費として適法な支出であると認められることになる。

そして、その市政との関連性の有無の判断や適切な調査研究の方法の選択については、法第100条第14項の趣旨に照らし、各議員の自主性を尊重し、広範な裁量が認められるべきであると考えられ、その調査研究の目的または対象事項が明らかに市政とは無関係であると認められる場合や、市政との関連性が社会通念上ほとんど認められない場合、その調査研究の方法が極めて不当と認められる場合、その費用が著しく高額である場合など、裁量の範囲を逸脱しているときに限り、その経費を政務調査費で賄うことが認められず、その支出が不当利得となると解するのが相当である。

## (2) 本件政務調査費支出の適否について

請求人は、本件政務調査費が不当な支出である旨を主張しているので、本件政務調査費支出に関して、(1)の判断基準に従い、その使途別に適否を検討する。

ア パソコン、プリンタ、デジタルカメラ、計算機などの購入費支出に



ついて

(ア) パソコン購入費，同設定代金，同修理代金，同サポート代金，同保証代金の支出について

ここで対象となるのは，別表のNo. 3，No. 4，No. 7，No. 9，No. 12，No. 14，No. 19，No. 20，No. 26，No. 27，No. 29，No. 31，No. 41，No. 46，No. 48，No. 52の各支出であり，使途基準に定められた事務用品購入費および備品購入費から支出されている。

別表において多く見受けられるのが，パソコン購入費であり，これは，「監査により認められた事実」(1)のエで明らかなおり，平成20年度から適用された運用指針により，それまでリースしか認められていなかった政務調査活動用のパソコン，パソコン周辺機器，デジタルカメラの使用について，その購入が認められるようになったことによるものであり，使途基準の費目に従って支出されたものであるが，さらに，当該事務機器購入の合理性，必要性について検討する。

現今の情報化社会の時代にあって，調査研究活動にパソコン等の事務機器使用は必要不可欠なものであることには異論がないところであろうが，その使用について運用指針が，リースしか認めなかった理由は，リースの場合であれば，任期中の月単位や年単位の経費計算ができること，修理などの保守管理に便があること，任期後の当該機器の権利帰属に問題がないことなどによるとされていた。これらの問題に対し，「監査により認められた事実」(1)のエおよび(4)のアの(ア)で明らかなおり，リースより購入した方が安価であり，その購入を認めることは経済的観点からみても合理的であるとの判断から，運用指針で購入を認めるようになったものであり，平成21年11月の議会改善検討委員会において，パソコンの耐用年数を考慮し，パソコン等の購入は任期中1台に限ること，任期最終年度の購入は自粛すること，私用との区分を明確にすることなどの購入に当たり留意することを申

し合わせていることから、政務調査費で当該機器を購入することを認めることについては、市政との関連性や相応の必要性、合理性、妥当性が認められ、政務調査費の適正な支出と認めることができる。

ところが、このパソコン購入費支出に関して、請求人は、「私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているため、その点について検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のaで明らかなおおりに、対象となっている全議員に政務調査費で購入したパソコンなどの使用状況について照会したところ、いずれも、私的な使用はないとの回答を得ている。そして、「監査により認められた事実」(4)のアの(ア)で明らかなおおりに、事務用品購入費に関して、私的な使用がないことを実証するのは困難であるものの、各議員が私的使用を否定している以上、議員個人の自主的な判断を尊重し、適正な使用を推認せざるを得ない。よって、この点に関する請求人の主張は、単なる憶測に基づくものとして容易に是認できない。

次に、パソコンの設定代金、同修理代金、同サポート代金、同保証代金支出に関して、請求人は、「政務調査と関係がなく、個人的に加入するものであるから対象外である。」と主張しているため、その点について検討する。

これらの費用は、政務調査活動用に購入したパソコンの使用に付随して必要なものであり、パソコンを円滑かつ正常に使用するために当然必要な費用であり、それを政務調査費で支払うことには必要性、合理性が認められる。当該パソコンが、上述のおおりに、私的に使用されておらず、政務調査活動のみに使用されていると推認されることから、それに付随するこれらの費用についても、政務調査活動に伴う経費であると認められるものであり、私的な要素を含む支出とは言い難い。また、「監査により認められた事

実」(3)のイの(ア)のbで明らかなおおりに、サポート代金、保証代金についても、保証期間5年の内、任期の残り期間である2年分のみの金額を政務調査費に計上しており、必要性・合理性および妥当性が認められることから、請求人の主張には理由がないものと判断する。

しかし、別表No.48の支出に関して、現金での支払分については上述の理由により政務調査費の適正な支出と認められるが、請求人が、「商品券やポイントでの支払分3万5,302円についても政務調査費を充当している。」と主張している当該商品券やポイントでの支払については、実質的な支払が伴っておらず、経費計上は認められないものであると言わなければならない。しかし、この商品券やポイントによる支払分については、「監査により認められた事実」(2)のイで明らかなおおりに、本件請求後に、当該議員から政務調査費の収支報告書訂正願が提出され、それに伴って既に自主的に返還がなされており、請求人の措置請求は必要がないものとなっている。

(イ) プリンタおよび同ファックス複合機の購入費支出について

ここで対象となるのは、別表のNo.6, No.10, No.16, No.17, No.19, No.40, No.47, No.66の各支出であり、使途基準に定められた事務用品購入費から支出されている。

プリンタ等のパソコン周辺機器については、パソコンと同様に、平成20年度から、運用指針により購入が認められた事務機器であり、その購入費は使途基準の費目に従って支出されており、その購入の必要性、合理性は、パソコンと同様の理由により認められるので、政務調査費の適正な支出と判断できる。

ところが、請求人は、当該機器を「私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているため、その点について検討するには、「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のaで明らかなおおりに、対象となっている全議員にその使用状況

を照会したところ、いずれも、私的な使用はないとの回答を得ていること、また、上記パソコン購入費に関する場合と同様、私的な使用がないことを実証するのは困難であるものの、各議員が私的な使用を否定している以上、議員個人の自主的な判断を尊重し、適正な使用を推認せざるを得ない。よって、請求人の上記主張は憶測によるものとして是認できない。

(ウ) デジタルカメラ、同カメラ用ケースの購入費支出について

ここで対象となるのは、別表のNo. 1 1, No. 1 3, No. 1 5, No. 1 8, No. 3 2, No. 3 9, No. 5 5, No. 6 9の各支出であり、使途基準に定められている事務用品購入費から支出されている。

デジタルカメラに関しても、パソコン等と同様に、平成20年度から、運用指針により購入が認められた事務機器である。政務調査活動においては、資料の収集や活動の記録にはデジタルカメラが必要不可欠であることは多言を要するまでもなく、認められるものであり、これを使途基準に定められた費目に従って政務調査費から購入することには、市政との関連性や相応の必要性・合理性が認められ、政務調査費の適正な支出と認定できる。

ところが、請求人は、デジタルカメラ購入費支出に関しても「私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているが、「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のaで明らかなおり、対象となっている全議員に使用状況を照会したところ、いずれも、私的な使用はないとの回答を得ていること、また、上記パソコン購入費等に関する判断と同様、私的な使用がないことを実証するのは困難であるものの、各議員が私的な使用を否定している以上、議員個人の自主的な判断を尊重し、適正な使用を推認せざるを得ない。よって、請求人の主張は、単なる憶測の域を出るものではないと言わなければならない、是認できない。

次に、デジタルカメラ用ケースの購入費支出に関して、請求人

が、「政務調査活動に直接必要ないので対象外である。」と主張していることについて検討する。

事務用品購入費に関しては、請求人主張のとおり、運用指針において、政務調査活動に直接必要であると認められることが留意事項として挙げられている。確かに、当該カメラ用ケースを単品で考えると、それが政務調査活動に直接必要であるとは考えにくいものがあるが、「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のcで明らかなおおり、当該カメラ用ケースは、政務調査活動用のデジタルカメラと一緒に同日購入したもので、デジタルカメラを携帯して使用する場合の携帯保護用にデジタルカメラと一体的に使用するものであり、当該デジタルカメラに関して、上述のとおり、私的な使用はないと推認されることから、当該カメラ用ケースも政務調査活動にのみ使用されていると認められ、その必要性を否定するまでの理由はなく、その点に関する請求人の主張は是認できない。

(エ) 計算機購入費支出について

別表No.23の計算機は、当該議員が用途基準に定められた費目に従って政務調査費から政務調査活動用に購入したものであるが、この購入費支出に関して、請求人は、「調査研究活動に直接必要であると認められず、購入価格が社会通念上妥当な範囲ではないので該当しない。」と主張しているもので、その点を中心として検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のcで明らかなおおり、当該計算機の購入目的は市の財政分析のためであり、市政に関連性を有した調査研究活動用であることが明らかである。また、その購入価額については、計算機の機能面を比較考慮する必要があり、安価なポケットサイズの計算機では、財政分析の際に桁数が不足したり、表示が小さかったりと不便を感じることも有り得ることから、実務者用の計算機を選んだことが認められ、それに伴って安価な計算機より高額になったものにすぎず、著し

く高額で裁量の範囲を逸脱しているものとは言えないので、この点に関する請求人の主張には理由がないものと判断する。

(オ) 額縁・ビジネス手帳の購入費支出について

まず、別表No.58の額縁の購入費は使途基準に定める費目の事務用品購入費として支出しているものであるが、その支出に関して、請求人が「調査研究活動に直接必要であると認められないので対象外である。」と主張しているので、その点を中心として検討する。

当該額縁に関しては、請求人主張のとおり、単なる日常生活用品であり、調査研究活動に直接必要があるとは認められないものであるので、政務調査費の適正な支出と認定することはできないものであるが、「監査により認められた事実」(2)のイで明らかなおりに、本件請求後に、当該議員から政務調査費の収支報告書訂正願が提出され、同額縁購入代金相当額の返還が既に自主的になされており、請求人の措置請求は必要がないものとなっている。

次に、別表No.8のビジネス手帳の購入費は、使途基準に定める費目の事務用品購入費として支出しているものであるが、その支出に関して、請求人が、「議員手帳が配布されていることから、対象外である。」と主張しているので、その点を中心として検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(ア)のcで明らかなおりに、当該議員が政務調査活動用に当該ビジネス手帳を購入した理由として、議員手帳は、スケジュール程度しか記入できないサイズにすぎず、政務調査活動用としては十分機能しないものであることが挙げられ、購入したビジネス手帳は、ノートサイズのデスクダイアリーで、政務調査の記録、整理に便利で有効に活用されており、当該手帳が政務調査活動に有益に機能していることが認められ、それを購入した理由には合理性、必要性が認められる。したがって、このビジネス手帳の購入費を政務調査費から支出したことは適正なものとすることができ、この点に関する請

求人主張には、理由がないものと判断する。

イ 市政懇談会における茶菓代、広報紙等の印刷代、同送料などの支出について

(ア) 市政懇談会における茶菓代などの支出について

まず、別表No. 1の市政懇談会におけるコーヒー・ケーキ代は、使途基準に定める費目の広報費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人は、「一人当たり1,170円となり、市政懇談会が目的の茶菓代としては高額であり、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているため、その点について検討する。

この金額については、「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のaおよび(4)のアの(イ)で明らかとなっており、コーヒー・ケーキ代の支出に関して、当該議員は、社会通念上妥当な金額であると認識しており、市も、議員自身の判断により報告されていることから適正であると認識している。そして、当該会合は市政懇談会の目的で行っていること、規則および運用指針において、市政報告会等の会合に際して茶、コーヒーの類、茶菓子代を支出することは認められており、特に金額の上限についての規定がないこと、領収書には、コーヒー・ケーキ代と明記されており、それ以外の要素は含まれないこと、コーヒーとケーキ代を合わせて一人当たり1,000円程度の金額が、社会通念上妥当な金額ではないとまでは言い切れないことから、その支出は使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるため、政務調査費の適正な支出と認めるのが相当であり、請求人が主張するように2分の1の按分をすべき理由は見当たらない。よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

次に、別表のNo. 22とNo. 30の茶菓子代は、使途基準に定める費目の広報費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「説明がなく、内容から私的な要素が大きいため該当しない。」と主張しているため、その点を中心として検討

する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のaで明らかなおおりに、対象となっている両議員から、市政報告に関係した茶菓子であるとの回答があったことから、内容に私的な要素は見当たらないと推認する。また、請求人は、説明がないと主張しているが、「監査により認められた事実」(4)のアの(イ)で明らかなおおりに、領収書等添付用紙には規則第5条別表および運用指針の用途項目が番号で記載されており、その用途が広報費の湯茶代であることは明確であり、それ以上の説明を記載する規定がないことから、その支出は、用途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と認めるのが相当であり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

(イ) 広報紙等の印刷代、同送料などの支出について

まず、別表のNo.42とNo.43の広報紙等の印刷代および送料は、用途基準に定める費目の広報費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「議員本人の関係している団体への支出のため該当しない。」と主張しているので、その点を中心として検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のbで明らかなおおりに、確かに当該議員はその支出先団体の役員をしているが何ら報酬は得ていないこと、印刷会社に外注するには納期の点で余裕がないため当団体に依頼していること、印刷や送付を依頼した資料を確認したところ、市政報告以外の要素がないこと、また、領収書や提出された資料から、印刷費および送料についての支払には、作業の実態が伴っており、金額においても実費相当額であることから、当然に対価の支払をすべきものであり、その支出は、用途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と認めるのが相当であり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

次に、別表のNo.50およびNo.65の広報紙発送費用は、用途基



準に定める費目の広報費として支出されたものであるが、その支出に関して、請求人が、「1回の発送にかかる費用としては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広報紙の送料が認められてはいるが、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のcで明らかなおおりに、対象となっている両議員からの回答と提出された広報紙を確認したところ、当該広報紙には専ら市民に対する市政報告に関する記事が掲載されており、その中に後援会活動の要素はないと認められること、その送料は郵便局および運送会社へ依頼した正規の料金であること、規則および運用指針において、送料に関して、上限を設けるとすれば調査研究活動を阻害し、制度の趣旨に反することから、上限は規定されていないことなどの事情に照らすと、その金額は多額ではあるものの、裁量の範囲を逸脱しているとまでは言えないものであり、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と認めるのが相当であり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

そして、別表No.59の切手、はがき購入費計14件は、使途基準に定める費目の広報費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「広報紙の送料となっているが、切手やはがきを大量購入しており、これらは転売して資金化することが可能であるから、購入に合理的な理由の説明がないため適切な支出ではない。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のcで明らかなおおりに、当該切手やはがきの購入目的が広報紙等の郵送のためであり、使途基準に合致していること、当該広報紙等は、議会報告等の資料であり、その内容に後援会活動の要素は見当たらないこと、広く市民に議会報告をすることは市政と関連性を有した政務

調査活動であり、その必要性・相当性も認められることから、政務調査費の適正な支出と認められ、請求人の「合理的な理由の説明がない。」との主張は是認できない。また、「監査により認められた事実」(4)のアの(イ)で明らかなおおりに、規則および運用指針において、切手、はがきの購入枚数に関して上限は規定されていないことから、当該切手等の購入は認められるものであり、その使用目的に関して、上述のとおり、議員本人が適正使用を主張している以上、その良識を信頼して是認せざるを得ず、請求人が「転売して資金化することが可能である。」とする指摘は、憶測に基づくものにすぎないものとして容易に採用することはできない。

ウ 市政アンケート郵送料などの支出について

別表No.64の市政アンケートの郵送料などは、使途基準に定める費目の広聴費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「1回の発送にかかる費用にしては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広く住民からの意見を聴くためであっても、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(イ)のdで明らかなおおりに、当該市政アンケートの内容に後援会活動の要素のないことを確認したこと、郵送等の方法については、新聞折込と郵便局の地域限定配布サービスであるタウンプラスを利用しており、その料金は規定の料金であること、イの(イ)で述べた広報紙の送料と同様に、市政アンケートの実施に関して上限を設けるとすれば、調査研究活動を阻害し、制度の趣旨に反することから、広聴費に関しても上限の規定はないことなどの事情を考慮すると、その金額は裁量の範囲を逸脱しているものとは言えず、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張は失当である。

エ 書籍代、新聞等の購読料支出について

まず、別表のNo. 2, No. 3 7, No. 5 6の「家の光」購読料は、使途基準に定める費目の図書購入費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「趣味の雑誌であり、対象外である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(ウ)で明らかなおり、対象となっている各議員からは、この書籍の購入により市政と関連した農業政策等の情報収集を行っているとの回答があり、その内容が調査研究に有益であると認識していること、また、当該書籍が、JA(農業協同組合)グループである団体が発行する農家を対象とした雑誌であり、その内容に、農作物や農業政策に関する記事があることが確認できたことなどの事情に照らすと、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

次に、別表No. 4 4の「山川菊栄と過ごして」、別表No. 5 1, No. 5 3, No. 5 7の「福島みずほと31人が命を語る」、別表No. 6 7の「合衆国再生」、「オバマ演説集」、「アエラウイズベイビー」の書籍代は、いずれも使途基準の定める費目の図書購入費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「調査研究とは関連の薄い書籍であり対象外である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

請求人主張のとおり、市政との関連性が認められなければ、政務調査費の支出としては適正でないことは詳論するまでもなく明らかなおりであるが、「監査により認められた事実」(3)のイの(ウ)で明らかなおり、対象となっている各議員からは、当該書籍を調査研究活動に活かす目的で購入したとの回答があり、各書籍の内容を確認したところ、「山川菊栄と過ごして」は、平和と人権の確立をめざして生き抜いた山川菊栄の生き様が綴られた書籍であり、女性解放運動に生きた同人は、評論家・婦人問題研究者として知られていることから、男女共同参画の考えにも相通ずるものがあり、市政との関連性は相応

に認められ、これを完全に否定することは是認できないものである。

「福島みずほと31人が命を語る」は、雇用や社会保障、平和や共生の大切さについて訴えている人達との対談集で、政治家としての視点から、命を大切に作る社会を作るための方策が語られている内容であり、市政との関連性は相応に認めるものである。

「合衆国再生」、「オバマ演説集」は、米国の抱える経済不安、格差、教育、医療等の問題を提起し、その解決のための施策を示す内容のものであり、日本が抱える諸問題とも関連があり、政治家としての考え方や政策を樹立する上で有益であることが認められ、市政と関連性を有した情報が得られるものと認められる。

「アエラウイズベイビー」は、出産、子育てに関する専門家によるアドバイスや育児関連情報を内容とするものであり、その購入の目的が子育て支援について学ぶため、別表No.65で提出を受けた同議員の広報紙に、子育て支援に関する調査研究活動の記載があることから、市政との関連性が十分に認められるものである。

以上の検討から、上記各書籍の購入費については、いずれもその支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

また、別表のNo.68、No.70、No.71の「しんぶん赤旗」日刊および日曜版の購読料は、使途基準に定められた費目の図書購入費として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではなく対象外である。」と主張しているため、その点を中心に検討する。

「しんぶん赤旗」は、「監査により認められた事実」(3)のイの(ウ)で明らかとなっており、当該議員が所属する政党が発行しているものではあるが、所属党员のみを購読対象とするものではなく、広く一般市民もその対象としており、その新聞から政治、経済、社会情勢等、議員が日々必要とする調査研究活動を行うに際して必要な情報が得られるものであり、これを購読することがその政党を経済的に支援する側

面があることは否定し難いものの、それを購入すること自体が、直ちに政党活動であるとは言えないものがあり、その購入費支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張は是認できない。

オ ホームページ作成および広報紙の作成・配布などのため支出した賃金について

まず、別表No.5の「ホームページ製作代行業」に係る11月および12月分の賃金は、使途基準に定められた費目の人件費として支出されたものであるが、その支出に関して、請求人が、「ホームページ開設が平成21年2月22日であるので、社会通念上妥当な範囲の支出に限る。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

当該議員のホームページの開設準備に3か月以上要したことは、請求人指摘のとおり、一般人の経験則に照らすと、長期間にすぎ、社会通念上妥当な期間とは言いがたかもしれない。しかし、「監査により認められた事実」(3)のイの(エ)で明らかなおおりに、繁忙のためホームページ製作に係る打合せの日程調整が困難であった事情を考慮すると、ホームページの開設に要した期間が長期に及んだことには止むを得ないものがあり、それに要した人件費の総額は相当額にとどまり、裁量の範囲を逸脱したものであるとまでは言えず、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められるので、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張は是認できない。

次に、別表のNo.21, No.24, No.25, No.28, No.33, No.34, No.35の広報紙および市政報告会案内状発送、配布、宛名書きに係る賃金は、いずれも使途基準に定められた費目の人件費から支出されたものであるが、その支出に関して、請求人が、「人件費は調査研究の活動を補助する場合に充てられるものであり、これらについては、後援会の要素が大きいため該当しない。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(エ)で明らかなおおりに、当該広報紙および市政報告会に後援会の要素がないことは、対象となっている各議員からの回答と資料として提出された当該広報紙を確認したことにより明らかなおおりのところである。また、広報紙の発行および市政報告会の開催が調査研究活動の一つであることは、多言を要するまでもなく明らかであり、それに伴う広報紙および案内状の発送、配布、発送準備である宛名書きなどに補助するものを雇用して人件費を支払うことは、当然なことであるので、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められ、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張は理由がないものと判断する。

カ 土地賃料・火災警報器等の備品購入代の支出について

まず、別表No.49の「土地賃料」は、使途基準に定められた事務所費の費目から支出されたものであるが、その支出のうち平成21年4月と5月分に関して、請求人が、「次年度支払分は該当しない。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

この土地賃料は、当該議員が、調査研究活動を行う事務所の敷地用として他人から土地を借り受けたことにより生じたものであるが、「監査により認められた事実」(3)のイの(オ)で明らかなおおりに、当該土地賃料を約定により年1回前払いしたことにより次年度2カ月分まで支払う結果になったものである。「監査により認められた事実」(4)のアの(エ)で明らかなおおりに、政務調査活動を行うに当たっては、会計年度独立の原則の厳格な適用は困難であり、調査研究活動の経費は、現に支払った日の属する年度の政務調査費として計上する処理をしても特段の支障が生じるおそれは少なく、現実的な処理として合理性が認められ、平成20年度の支払分については、平成21年4月、5月が同議員の任期内であることも考慮すると、当該土地賃料の全額を平成20年度の政務調査費として計上することにしても相応の妥当性が認められるので、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められ、政務調査費の適正な支出と判断す

ることができるものであり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

次に、別紙No.45の「火災警報器など備品の購入費用」は、使途基準に定められた事務所費の費目で支出されたものであるが、その支出に関して、請求人が、「調査研究活動に直接必要であると認められないので対象外である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

当該支出は、当該議員の政務調査活動用の事務所に設置する火災警報器と消火器を購入したものであり、どちらもそれ自体は、調査研究活動に直接使用するものであるとは考えにくいものではあるが、「監査により認められた事実」(3)のイの(オ)で明らかなおおりに、当該議員の回答からその購入の目的が、調査研究活動に使用している事務所を火災から守ることであり、調査研究活動以外の使用目的がなく、現に調査研究活動を行う事務所に備えて使用しているものであるので、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められ、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### キ 各種会議出席会費などの支出について

まず、別表No.54の「連合香川組織内議員懇談会会費」は、使途基準に定められた研究研修費の費目で支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「特定の政党や団体の労働組合に対する会費であり、対象外である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(カ)で明らかなおおりに、連合香川は、連合の地方組織であるが、その基本目標にあるように、政党などから独立した自主的組織であり、当該会費は、連合香川の構成組織の一つである組織内議員懇談会会費として支出されたもので、特定の団体の労働組合に対する会費として支出されたものではない。また、同会費は、当該組織が行う総会、学習会開催費用として使用されており、その活動内容は市政と関連性を有し、調査研究に資するも

のであることが認められるので、その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められ、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、請求人の主張には理由がないものと判断する。

次に、別表No.60の「勝賀城跡保存会会費」と別表No.61の「下笠居校区青少年健全育成住民協議会会費」は、いずれも使途基準に定められた研究研修費の費目として支出されているものであるが、その支出に関して、請求人が、「個人的な立場において支出すべき会費であり、対象外である。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(カ)で明らかなおおりに、当該議員から、勝賀城跡保存会は、市史跡の保存活動だけでなく、地域の歴史文化の研究や現地でのセミナーを行い、総会の際には、専門家を招き講演会を行っているとのことから、この会への参加は、まちおこしやまちの活性化のための調査研究の場と考えるとの回答があったが、当該保存会の運営は、地元の自治会、財産区、老人会、婦人会が行っており、その地域の住民が本来負担する会費であることから、運用指針に不適切な支出例として挙げられている町内会費等と同様、個人的立場で支出すべきものであると言わざるを得ない。よって、この会費支出は市政との関連性を認め難く、政務調査費からの支出は適正でないものと判断するほかなく、請求人の主張には理由があるものと言える。

これと同様に、下笠居校区青少年健全育成住民協議会会費も、「監査により認められた事実」(3)のイの(カ)で明らかなおおりに、同協議会は、下笠居地区の各種団体、関係者が、連携して子どもたちを守り、健全な成長を目指し活動していることから、議員としての立場で参加していたとしても、その地区の関係者が本来負担すべき会費であり、個人的立場で支出すべきものであると認めざるを得ず、市政との関連性は認められないので、政務調査費からの支出は適正ではないと判断する。よって、この点に関する請求人の主張にも理由があるものと判断する。



#### ク 地図データ閲覧代の支出について

別表No.36の「地図データ閲覧代」は、使途基準で定められている資料等購入費から支出されているが、その支出に関して、請求人が、「内容の説明がなく、閲覧にしては高額であり、該当しない。」と主張しているので、その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(キ)で明らかなおり、その閲覧の目的が市政と関連した調査研究活動であり、その必要性が認められる。また、その金額については、入会金と年会費を合わせたものであり、この入会金と年会費を支払うことによってメンバー登録され、住宅地図のほか、各種情報をウェブサイトから閲覧できるようになるものであり、入会初年度は、住宅地図を購入した場合と大差のない金額負担であるが、会員を継続した場合は、月額1,000円程度で閲覧が可能となり、常に最新の情報が閲覧でき、都市計画図や種類の道路など市政に関連した各種情報が閲覧できることになるものである。その支出は、使途基準に合致し、市政との関連性や必要性・相当性も認められ、政務調査費の適正な支出と判断することができるものであり、金額面においても相当性、妥当性が認められ、裁量の範囲を逸脱するものではないと判断する。よって、請求人の主張には理由がないものと判断する。

#### ケ 施設入場料支出について

別表No.62の「県展入場料」および別表No.63の「日本伝統工芸展入場料」は、使途基準に定められている調査旅費の費目から支出されているが、その支出に関して、請求人が、「調査研究のための施設入場料でないため、対象外である。」と主張している。その点を中心に検討する。

「監査により認められた事実」(3)のイの(ク)で明らかなおり、当該議員からの回答によれば、その使途目的は、「県内の第一線で活躍している文化、芸術家による作品に触れることで、議員としての文化、芸術に対する理解と資質を高める場としてふさわしい。」というものであったが、文化、芸術が市政の一分野であるとしても、単に議

員としての資質を高めることが目的であり、政務調査費の制度の趣旨は、地方議会の活性化を図るために、議員の調査基盤の充実を図る観点から制度化したものであることを考えれば、その調査研究は、議員の審議能力を強化していくことを目的とするものであると解され、規則別表が、調査旅費は「議員が調査研究のために行う先進地調査または現地調査に要する経費をいう。」と規定していることからみれば、その支出には、調査研究の目的と市政との関連性や調査研究結果の市政への影響が、客観的に認められるものでなければならぬと解される。芸術作品の鑑賞によって個人の資質を向上させるという行為は、一般市民が趣味や教養を高めるための行為と何ら差異のないものであり、一般市民が入場料を自費で払っていることに鑑みれば、個人的支出と言わざるを得ず、政務調査費から同入場料を支出することに適正性は認め難い。よって、請求人の主張には理由があるものと判断する。

(3) 本件政務調査費の支出に関し、議員に対する不当利得返還請求権の成否について

請求人は、本件政務調査費に係る不当支出については返還請求すべきであるのに、これを行っていないことは、法第242条第1項の規定に該当すると主張しているので、本件政務調査費に関し、議員に対する不当利得返還請求権の成否について検討する。

本件政務調査費支出の適否を検討した結果、前述のとおり、本件政務調査費のうち、別表のNo.48とNo.58および別表No.60からNo.63までの支出は、使途基準などに照らし、政務調査費の使途として適正な支出であるとは認められないものであることが判明したので、議員がその支出による利益をとどめることは不当利得となり、市はその議員に対して不当利得返還請求権を取得するものと解される。

しかし、そのうち別表No.48とNo.58については、「監査により認められた事実」の(2)のイで明らかなおり、既に該当議員から自主的に返還されており、市が不当利得返還請求権を行使する必要はなく

なっている。

一方、別表No.60からNo.63については、いまだその不当利得分合計3,400円が返還されないままになっているので、市長は、速やかに、当該議員に対し当該不当利得に係る利得の返還およびこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金を支払うよう請求すべきであり、その不当利得返還請求権を行使していないことは、法第242条第1項に規定する財産の管理を怠る事実には該当するものと判断する。

しかし、その余の本件政務調査費の支出は、いずれも、前項までの検討により、政務調査費の適正な支出と認められるので、特段の措置を要しないものと判断する。

よって、請求人の主張には一部理由があるものと判断する。

#### (4) 結論

以上検討のとおり、本件措置請求には、一部理由があるものと判断し、第3の(1)のとおり勧告する。

## 別表

No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
1	綾野和男	広報費 湯茶代	H20.12.18	市政懇談会 のコーヒー・ ケーキ代 46,800円	40名分で一人当たり1,170円 となり、市政懇談会が目的の茶 菓代としては高額であり、2分 の1の按分が妥当である。	23,400	23,400
2		資料購入費 図書購入費	H21.2.27	「家の光」購 読料 8,380円	趣味の雑誌であり、対象外。	8,380	8,380
3		資料作成費 事務用品購 入費	H21.3.24	パソコン購入 134,800円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	67,400	67,400
4				パソコン5年 保証代金 (6,740円× 2/5年) パソコンサ ポート代 (10,891円× 2/5年) 計7,046円	そもそも政務調査とは関係がなく、 個人的に加入するものである から対象外。	7,046	7,046
5	大浦澄子	人件費 賃金	①H20.11.4 ②H20.12.6 ③H20.12.26	ホームページ 製作代行業 3件 ①50,000円 ②20,000円 ③20,000円	ホームページ開設は平成21年 2月22日であるので、社会通 念上妥当な範囲の支出に限る。 (1月分は除く)	90,000	90,000
6	鎌田基志	資料作成費 事務用品購 入費	H20.4.13	プリンタ購入 19,700円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	9,850	9,850
7	伏見正範	資料作成費 事務用品購 入費	H21.3.14	パソコン購入 179,800円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	89,900	89,900
8	妻鹿常男	資料作成費 事務用品購 入費	H20.11.6	ビジネス手帳 購入 1,795円	議員手帳が配布されていること から、対象外。	1,795	1,795
9			H21.3.22	パソコン購入 156,099円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	78,049	78,049
10	山下稔	資料作成費 事務用品購 入費	H20.6.4	プリンタ購入 27,329円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	13,664	13,664
11			H20.10.13	デジタルカメ ラ購入 36,300円		18,150	18,150
12			H21.3.16	パソコン購入 143,720円		71,860	71,860
13			H20.10.13	デジタルカメ ラ用ケース 3,402円	調査研究活動に直接必要ないので、 対象外。	3,402	3,402

No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
14	住谷幸伸	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 4. 12	パソコン購入 240,304円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	120,152	120,152
15			H20. 4. 13	デジタルカメ ラ購入 48,470円		24,235	24,235
16			H20. 5. 20	プリンタ購入 59,325円		29,662	29,662
17	中村順一	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 12. 12	プリンタ購入 37,950円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	18,975	18,975
18			H21. 3. 19	デジタルカメ ラ購入 (内訳が不明 のため、F A Xリボン代も 含む) 52,880円		26,440	26,440
19	岡下勝彦	資料作成費 事務用品購 入費	H21. 3. 9	パソコン・プ リンタ購入 130,200円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	65,100	65,100
20	井上孝志	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 6. 7	パソコン購入 187,680円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	93,840	93,840
21		人件費 賃金	①H20. 5. 15 ②H20. 8. 15 ③H20. 11. 10 ④H21. 2. 5	広報紙配布賃 金 10,000円×4 件	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙配布は後援会活動の 要素が大きいため該当しない。	40,000	40,000
22	森谷忠造	広報費 湯茶代	①H21. 1. 16 ②H21. 3. 12	茶菓子代2件 ①1,970円 ②1,000円	説明がなく、内容から私的な要 素が大きいため該当しない。	2,970	2,970
23		資料作成費 事務用品購 入費	H21. 3. 18	計算機購入 8,900円	調査研究活動に直接必要である と認められず、購入価格が社会 通念上妥当な範囲ではないので 該当しない。	8,900	8,900
24	落合隆夫	人件費 賃金	①H21. 3. 7 ②H21. 3. 10 ③H21. 3. 15	広報紙の発送 と宛名書き賃 金 ①20,000円 ②10,000円 ③10,000円	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙の発送と宛名書きは 後援会活動の要素が大きいため 該当しない。	40,000	40,000
25			①H21. 3. 29 ②H21. 3. 29	広報紙配布賃 金2件 ①188,000円 ②120,000円	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙配布は後援会活動の 要素が大きいため該当しない。	308,000	308,000
26	森川輝男	事務所費 備品購入費	H21. 3. 16	パソコン購入 77,390円 5年保証代金 (2年分)含 み10分の7 で按分済	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分で49,900円の計 上が妥当である。(計上金額 77,390円から49,900円を差し引 いた27,490円(5年保証代金含 む)については対象外。)	27,490	27,490

No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
27	西岡章夫	資料作成費 事務用品購 入費	H21. 4. 6	パソコン購入 120,000円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	60,000	60,000
28		人件費 給料	①H20. 9. 30 ②H20. 10. 31 ③H20. 11. 28 ④H20. 12. 26 ⑤H21. 2. 27 ⑥H21. 3. 19	広報紙配布賃 金6件 ①30,000円 ②35,000円 ③30,000円 ④31,818円 ⑤52,380円 ⑥863円	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙配布は後援会活動の 要素が大きいため該当しない。	180,061	180,061
29	神内茂樹	資料作成費 事務用品購 入費	H21. 1. 20	パソコン購入 110,000円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	55,000	55,000
30	佐藤好邦	広報費 湯茶代	①H20. 6. 19 ②H20. 7. 22 ③H20. 8. 26 ④H20. 9. 4 ⑤H20. 9. 24	茶菓子代 ①1,365円 ②1,050円 ③1,050円 ④1,365円 ⑤525円	説明がなく、内容から私的な要 素が大きいため該当しない。	5,355	5,355
31	加藤博美	資料作成費 その他	H20. 11. 5	パソコン修理 代 14,175円	事務用品の修理であっても、政 務調査活動と私生活の区別がつか ない上、そもそも政務調査に 該当するものでないため、対象 外。	14,175	14,175
32		資料作成費 事務用品購 入費	H20. 12. 6	デジタルカメ ラ購入 23,400円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	11,700	11,700
33		人件費 賃金	①H20. 9. 30 ②H21. 3. 26	市政報告会案 内状配布業務 賃金2件 ①60,000円 ②90,000円	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙配布と同様、後援会 活動の要素が大きいため該当し ない。	150,000	150,000
34	十川信孝	人件費 賃金	H20. 4. 15	広報紙宛名書 き及び発送業 務賃金 28,000円	人件費は調査研究の活動を補助 する場合に当てられるものであ り、広報紙配布、広報紙宛名書 きおよび発送業務賃金について は、後援会活動の要素が大き いため該当しない。	28,000	28,000
35			H21. 3. 26	広報紙配布賃 金 25,000円		25,000	25,000
36	藤原正雄	資料購入費 資料等購入 費	H21. 3. 11	地図データ閲 覧代 47,000円	内容の説明がなく、閲覧にして は高額であり、該当しない。	47,000	47,000
37	新上隆司	資料購入費 図書購入費	H20. 5. 15	「家の光」購 読料 8,380円	趣味の雑誌であり、対象外。	8,380	8,380
38			H20. 4月 ～H21. 3月	スポーツ新聞 39,120円	新聞購入は認められてはいる が、スポーツ新聞は調査研究活 動には該当しないため対象外。	39,120	0
39	白石義人	資料作成費 事務用品購 入費	H21. 2. 24	デジタルカメ ラ購入費 44,625円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	22,312	22,312

No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
40	山田勲	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 7. 12	プリンタ・F AX複合機購 入 29,500円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	14,750	14,750
41	二川浩三	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 10. 16	パソコン購入 153,980円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	76,990	76,990
42		広報費 広報紙等印 刷費	H20. 4月 ～H21. 3月	昼会資料作成 料 (@15,000× 11ヶ月)	本人が関係している団体に支出 しているのでは該当しない。	165,000	165,000
43		広報費 広報紙等送 料		昼会通信費 (@6,000円 ×11ヶ月)		66,000	66,000
44	山崎数則	資料購入費 図書購入費	H20. 5. 15	「山川菊栄と 過ごして」 2,472円	調査研究とは関連の薄い書籍で あり、対象外。	2,472	2,472
45		事務所費 備品購入費	H20. 8. 30	火災警報器な ど備品の購入 費用 9,300円	調査研究活動に直接必要である と認められないので対象外。	9,300	9,300
46		資料作成費 事務用品購 入費	H21. 2. 10	パソコン購入 179,800円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	89,900	89,900
47				プリンタ購入 25,800円		12,900	12,900
48		パソコン設定 代 35,302円	パソコン設定代は、用途を拡大 解釈しており、そもそも政務調 査とは関係がない上、商品券や ポイントでの支払分(35,302 円)についても政務調査費を充 当しているため、全額対象外。	35,302	39,229		
49	三好義光	事務所費 賃借料	H20. 7. 29	土地賃料(平 成21年4月、5 月分) 10,000円	次年度支払い分(@5,000円× 2ヶ月)は該当しない。	10,000	10,000
50		広報費 広報紙等送 料	H21. 1. 30	広報紙発送費 用 409,866円	1回の発送にかかる費用にして は、社会通念上妥当な範囲では なく、広報紙の送料が認められ てはいるが、後援会活動の要素 もあるため、2分の1の按分が 妥当。	204,933	204,933
51	綾野敏幸	資料購入費 図書購入費	H20. 6. 10	「福島みずほ と31人が命を 語る」 1,200円	調査研究とは関連の薄い書籍で あり、対象外。	1,200	1,200
52		資料作成費 事務用品購 入費	H20. 7. 16	パソコン購入 170,260円	私生活でも多く使用することが 考えられる。調査研究活動にの み使用するとは限らないので、 2分の1の按分が妥当。	85,130	85,130

No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
53	吉峰幸夫	資料購入費 図書購入費	H20. 9. 5	「福島みずほと31人が命を語る」 1,200円	調査研究とは関連の薄い書籍であり、対象外。	1,200	1,200
54		研究研修費 会費	H20. 10. 31	連合香川組織内議員懇談会（2009年度会費） 4,000円	特定の政党や団体の労働組合に対する会費であり、対象外。	4,000	4,000
55		資料作成費 事務用品購入費	H20. 11. 3	デジタルカメラ購入 39,800円	私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。	19,900	19,900
56		資料購入費 図書購入費	H21. 3. 30	「家の光」購読料 8,380円	趣味の雑誌であり、対象外。	8,380	8,380
57	鍛冶田智育	資料購入費 図書購入費	H20. 9. 30	「福島みずほと31人が命を語る」 1,200円	調査研究とは関連の薄い書籍であり、対象外。	1,200	1,200
58		資料作成費 事務用品購入費	H21. 2. 5	額縁 910円	調査研究活動に直接必要であると認められないので、対象外。	910	955
59	広報費 広報紙等送料		①H20. 6. 20	①～⑬切手購入	広報紙の送料となっているが、切手やはがきを大量購入している。これらは、転売して資金化することも可能であるから、購入に合理的な理由が必要であるが、説明がないため適切な支出ではない。	198,250	198,250
②H20. 7. 16			⑭はがき購入				
③H20. 7. 29			①960円				
④H20. 10. 24			②600円				
⑤H20. 12. 17			③30,000円				
⑥H21. 1. 5			④1,300円				
⑦H21. 1. 14			⑤1,000円				
⑧H21. 2. 3			⑥440円				
⑨H21. 2. 4			⑦10,000円				
⑩H21. 2. 20			⑧30,900円				
⑪H21. 2. 23			⑨1,650円				
⑫H21. 3. 25			⑩3,100円				
⑬H21. 3. 26			⑪1,100円				
⑭H21. 3. 31			⑫400円 ⑬71,800円 ⑭45,000円				
60	亀割浩三	研究研修費 会費	H20. 5. 8	勝賀城跡保存会会費 1,000円	個人的な立場において支出すべき会費であり、対象外。	1,000	1,000
61			H20. 5. 18	下笠居校区青少年健全育成住民協議会会費 1,000円		1,000	1,000
62		調査旅費 その他	H20. 7. 20	県展入場料（香川県立ミュージアム） 700円	調査研究のための施設入場料でないため、対象外。	700	700
63			H21. 1. 14	日本伝統工芸展入場料（香川県立ミュージアム） 700円		700	700



No.	不当支出に関する詳細な説明						事実確認後 監査対象額 (円)
	議員名	区分 費目	領収日	支出の内容 計上金額	不当な支出である理由	不当額 (円)	
64	山本悟史	広聴費 その他	①H21. 2. 18 ②H21. 3. 19 ③H21. 3. 31	市政アンケート ト郵送3件 ①タウンプラス 275,576円 ②新聞折込 79,805円 ③新聞折込 135,116円	1回の発送にかかる費用にしては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広く住民からの意見を聴くためであっても、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当。	245,248	245,248
65	岡野朱里子	広報費 広報紙等送料	①H20. 4. 24 ②H21. 2. 27	広報紙送料2 件 ①382,284円 ②452,019円	1回ごとの発送にかかる費用にしては、社会通念上妥当な範囲ではなく、広報紙の送料が認められてはいるが、後援会活動の要素もあるため、2分の1の按分が妥当。	417,151	417,151
66		資料作成費 事務用品購 入費	H20. 9. 24	プリンタ購入 119,220円	私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用するとは限らないので、2分の1の按分が妥当。	59,610	59,610
67		資料購入費 図書購入費	H21. 2. 3	「合衆国再 生」「オバマ 演説集」「ア エラ ウィズ ベイビー」 3,284円	調査研究とは関連の薄い書籍であり、対象外。	3,284	3,284
68	多田久幸	資料購入費 図書購入費	H20. 4月 ～H21. 3月	①「しんぶん 赤旗」日刊 34,800円 ②「しんぶん 赤旗」日曜版 9,600円	自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではなく対象外。	44,400	44,400
69	大塚茂樹	資料作成費 事務用品購 入費	H20. 4. 16	デジタルカメ ラ購入 22,800円	私生活でも多く使用することが考えられる。調査研究活動にのみ使用すると限らないので、2分の1の按分が妥当。	11,400	11,400
70		資料購入費 図書購入費	H20. 4月 ～H21. 3月	①「しんぶん 赤旗」日刊 34,800円 ②「しんぶん 赤旗」日曜版 9,600円	自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではなく対象外。	44,400	44,400
71	岡田まなみ	資料購入費 図書購入費	H20. 4月 ～H21. 3月	「しんぶん赤 旗」日刊 34,800円	自党が発行する新聞購読については、公金支出が適切ではなく対象外。	34,800	34,800
本件政務調査費総額						3,806,173	3,771,025